

上尾市訓令第 2 号

本 庁  
出先機関

上尾市車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市車両管理規程の一部を改正する訓令

上尾市車両管理規程（昭和 5 5 年上尾市訓令第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「に規定する運転免許を有し」を「の規定による免許（現に有効であるものに限る。）を受けている者であって」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第 7 号を次のように改める。

(7) 運転者 第 8 条第 1 項の登録を受けている者をいう。

第 1 2 条及び第 1 3 条を削る。

第 1 1 条中「上尾市 LAN 施設予約」を「グループウェアシステム（職員相互の情報の共有のために市が調達した情報システムをいう。第 1 5 条第 3 項において同じ。）」に改め、同条を第 1 3 条とし、第 1 0 条を第 1 2 条とし、第 9 条を第 1 1 条とする。

第 8 条中「運転者登録簿（第 1 号様式）に登録されていない」を「第 8 条第 1 項の登録を受けていない」に、「車両の運転をする」を「車両を運転する」に改め、同条を第 1 0 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（運転者の登録）

第 8 条 車両を運転しようとする者（自動車運転手を除く。）は、あらかじめ車両主管課長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員又は非常勤職員である者にあつては、第 1 号に掲げる要件に該当する者）とする。

(1) 法第 8 5 条又は第 8 6 条の規定による免許（現に有効であるものに限る。）を受けている期間が 1 年以上であること。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員でないこと。

（運転者登録簿の作成等）

第9条 課所長は、運転者の適正な管理のため、安全運転管理者と協議して運転者登録簿（別記様式）を作成し、車両主管課長に提出しなければならない。その内容に変更があったときも、同様とする。

2 前条第1項の登録は、前項の規定により提出された運転者登録簿を車両主管課長が受理することにより、これを行うものとする。

第14条中「第11条又は第12条第1項」を「前条」に改める。

第15条第3項中「上尾市LAN施設予約」を「グループウェアシステム」に改める。

第2号様式を削る。

第1号様式中「（第2条、第8条関係）」を「（第9条関係）」に、「運転者の登録を申請します」を「次のとおり運転者登録簿を提出します。」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。